



宮 崎 県 公 報

令和元年9月17日(火曜日) 第39号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示

- 保安林の指定施業要件の変更予定の通知……………(自然環境課) 1
- 宮崎県工事請負契約約款の一部を改正する告示……………(管理課) 1
- 道路の区域の変更……………(道路保全課) 2

公 告

- 土地改良区の役員の退任の届出……………(農村整備課) 2
- 公安委員会公告**
- 警備員指導教育責任者講習の実施について……………3
- 選挙管理委員会告示**
- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数……………3
- 選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数……………3

告 示

宮崎県告示第 314号

森林法(昭和26年法律第 249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和元年9月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 一(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町(次の図に示す部分に限る。)
- (二) 指定の目的 水源の涵養
- (三) 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
西臼杵郡五ヶ瀬町(次の図に示す部分に限る。)
 - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 二(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町(次の図に示す部分に限る。)
- (二) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (三) 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
西臼杵郡五ヶ瀬町(次の図に示す部分に限る。)
 - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに五ヶ瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県工事請負契約約款の一部を改正する告示をここに公表する。

令和元年9月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 315号

宮崎県工事請負契約約款の一部を改正する告示

宮崎県工事請負契約約款(平成8年宮崎県告示第 515号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(工程表及び請負代金内訳書)	(工程表及び請負代金内訳書)
第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。	第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、工程表及び請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)を作成し、発注者に提出しなければならない。
2 受注者は、特に契約で定めた場合は、請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)を前項の工程表に添えて提出しなければならない。	2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

3 [略]
(建設資材を県外から購入する場合の通知等)
第7条の2 [略]

(現場代理人及び主任技術者等)
第10条 受注者は、次に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。
(1) [略]
(2) [] 主任技術者(建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。)又は[] 監理技術者(建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。)
(3) [略]
2~5 [略]

3 [略]
(建設資材を県外から購入する場合の通知等)
第7条の2 [略]
(下請負人の社会保険等加入義務等)
第7条の3 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に規定する建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請契約(受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。)の相手方としてはならない。
(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
(2) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
(3) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。
(現場代理人及び主任技術者等)
第10条 受注者は、次に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。
(1) [略]
(2) [] 主任技術者(建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。)又は[] 監理技術者(同条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。)
(3) [略]
2~5 [略]

附 則

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

宮崎県告示第 316号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年9月17日から同年同月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
309	県道	川床日向新富停車場線	児湯郡新富町大字新田字平伊倉1	旧	6.6~6.7	16.0
				新	9.5~9.7	16.0

		同町同大字 同字 19365 番1地先 まで			
--	--	---------------------------------	--	--	--

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、今町土地改良区(都城市)の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和元年9月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	福丸秀春	都城市大岩田町6793番地
監事	曾原正幸	都城市大岩田町5383番地3

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第23号

警備業法（昭和47年法律第117号）第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和元年9月17日

宮崎県公安委員会委員長 藤田紀子

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種類	警備業務の区分	講習の実施日	定員
追加取得講習	4号警備業務	令和元年12月18日(水)から同月19日(木)まで	15人

2 講習の対象者

講習の対象者は、受講申込みする当該警備業務区分以外の区分の資格者証又は講習修了証明書を有する者で、かつ、受講申込みを行う日において、最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者とする。

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

宮崎県技能検定センター

電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも良いこととする。

(2) 提出日時

警備業務の区分	提出日時
4号警備業務	令和元年10月15日(火)から10月25日(金)まで(土曜日・日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで。

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書(受講申込者の写真(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの)を貼り付けたもの)

イ 資格者証又は講習修了証明書の写し

ウ 当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県収入証紙により納入すること。

種類	警備業務の区分	手数料
追加取得講習	4号警備業務	10,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

(1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、一般社団法人宮崎県警備業協会(代表電話0985-28-0518)に連絡すること。

(2) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習に関する目的以外には使用しない。

(3) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係(代表電話0985-31-0110)に行うこと。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第28号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、令和元年8月26日現在次のとおりである。

令和元年9月17日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉瀬和明

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,469人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 215,431人

宮崎県選挙管理委員会告示第29号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、令和元年8月26日現在次のとおりである。

令和元年9月17日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉瀬和明

児湯郡選挙区 19,462人

--	--